



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第5号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

◎佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則	(二八・総務学事課)	二
◎佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則	(二九・〃)	三
◎佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則	(二〇・財政課)	三
◎佐賀県保健所管理規則の一部を改正する規則	(二一・福祉課)	四
◎佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則	(二二・医務課)	五
◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則	(二三・農政課)	五
◎佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則	(二四・畜産課)	七
◎佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則	(二五・監理課)	八
◎佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則	(二六・用度管財課)	九

公布された規則のあらまし

- ◎佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第一八号)
 - 1 佐賀県東京事務所の所掌事務を定めることとした。(第二条関係)
 - 2 係及び係長を廃止することとした。(第四条及び第五条関係)
 - 3 その他所要の改正を行うこととした。
 - 4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第一九号)
 - 1 佐賀県大阪事務所の所掌事務を定めることとした。(第二条関係)
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。
 - 3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- ◎佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則(規則第二〇号)

1 基金の運用による土地の取得に係る支出負担行為及びこれに伴う支出命令並びに契約事務の事前承認については財務規則を準用することとした。(第五条関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県保健所管理規則の一部を改正する規則(規則第二一号)

1 総務企画課の名称を総務課に改めるとともに、各課の係を廃止することとした。(第二条関係)

2 環境廃棄物課の分掌事務に、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事務を加えることとした。(第三条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則(規則第二二号)

1 歯科の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条及び第三条関係)

2 好生館の運営に関する施策の企画及びその推進並びに経営改善を図るため、企画・経営室を置くこととした。(第二条及び第三条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第二三号)

1 係の廃止その他農林事務所の組織の改正を行うこととした。(第三条〜第六条関係)

2 農林事務所長の専決事務を追加することとした。(第九条関係)

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

◎佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則(規則第二四号)

1 畜産に係る環境の保全に関する事務を分掌事務に加えることとした。(第

三条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第二五号)

- 1 鳥栖土木事務所に流通業務団地課を置くこととした。(第三条第二項関係)
- 2 武雄土木事務所の総務課、管理課、工務第一課及び工務第二課を廃止し、同事務所に総務管理課、道路課及び河川砂防課を置くこととした。(第三条第五項、第六項及び第七項関係)
- 3 租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する事務を各土木事務所の管理課又は総務管理課において分掌することとした。(第四条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則(規則第二六号)

- 1 本部長が管理しなければならない第二種普通財産の範囲を改めることとした。(第三条関係)
- 2 財産の管理、取得又は処分に係る管財事務合議基準を改めることとした。(別表第一関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十八号

佐賀県東京事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県東京事務所管理規則(昭和五十六年佐賀県規則第十六号)の一部を次

のように改正する。

第一条から第三条までを次のように改める。

(設置)

第一条 本県の産業の振興を図るとともに、県政に関する情報の収集及び提供並びに国及び関係機関等との連絡調整を行うため、東京都に佐賀県東京事務所(以下「事務所」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 事務所で行う事務は、次のとおりとする。

- 一 企業動向の調査分析に関すること。
- 二 企業誘致の促進に関すること。
- 三 観光に関すること。
- 四 流通及び市場の動向の調査分析に関すること。
- 五 本県物産の宣伝、紹介、販路の開拓及び販売のあつ旋に関すること。
- 六 国及び関係機関等との連絡調整及び情報収集に関すること。
- 七 その他知事が必要と認める事項

(職制)

第三条 事務所に所長、副所長及び課長を置く。

第四条を削る。

第五条第四項を次のように改め、同条を第四条とする。

4 課長のうち、所長が指名する者は、上司の命を受けて事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条を第五条とし、第七条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第十九号

佐賀県大阪事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県大阪事務所管理規則(昭和五十七年佐賀県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(設置)

第一条 本県の産業の振興を図るとともに、関西・中京地区における県政に関する情報の収集及び提供並びに関係機関等との連絡調整を行うため、大阪市内に佐賀県大阪事務所(以下「事務所」という。)を置く。

第六条を第七条とし、第五条第一項第三号から第五号までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 事務所で行う事務は、次のとおりとする。

- 一 企業動向の調査分析に関すること。
- 二 企業誘致の促進に関すること。
- 三 観光に関すること。
- 四 流通及び市場の動向の調査分析に関すること。
- 五 本県物産の宣伝、紹介、販路の開拓及び販売のあつ旋に関すること。
- 六 関係機関等との連絡調整及び情報収集に関すること。
- 七 その他知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十号

佐賀県土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

佐賀県土地開発基金管理規則(昭和四十五年佐賀県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「部局の長」を「本部長」に、「部長」を「本部長」に改める。

第三条第一項中「部局の長」を「本部長」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第三項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「部局の長」を「本部長」に改める。

第五条を次のように改める。

(事務の委任)

第五条 基金の運用による土地の取得に係る支出負担行為及びこれに伴う支出命令に関する事務の委任については財務規則第三条第一項から第三項まで並びに別表第一の十七の項及び二十二の項の規定を準用し、当該土地の取得に係る契約事務の事前承認については財務規則第百条並びに別表第六の第八の項及び第十二の項の規定を準用する。

第六条中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「部局の長」を「本部長」に改める。

第七条中「行なう」を「行う」に、「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第八条第一項中「総務部長」を「経営支援本部長」に、「部局の長」を「本部長」に改め、同条第二項中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

第九条第一項中「部局の長」を「本部長」に改め、同条第二項中「財政課長」を「財務課長」に改める。

別表を削る。

様式第一号中「総務部長」を「経営支援本部長」と、「部局の長」を「本部長」に改める。

様式第二号中「部局の長」を「本部長」と、「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

様式第三号中「総務部長」を「経営支援本部長」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「管理課長」を「管理本部長」に改める。

様式第六号中「部局の長」を「本部長」に改める。

様式第七号中「財政課長」を「財政課長」に改める。

様式第八号中「部局の長」を「本部長」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県保健所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十一号

佐賀県保健所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健所管理規則(平成九年佐賀県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 次の表の上欄に掲げる保健所に、同表の下欄に掲げる課又は室を置く。

佐賀中部保健所	総務課 健康推進第一課 健康推進第二課 衛生対策課 環境廃棄物課 検査室
鳥栖保健所	総務課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
唐津保健所	総務課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課 検査室
伊万里保健所	総務課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
杵藤保健所	総務課 健康推進第一課 健康推進第二課 衛生対策課 環境廃棄物課 検査室

第三条第一項中「総務企画課」を「総務課」に改め、同条第六項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)の施行に関すること。

第三条第八項を削る。

第四条第一項中「係に係長」を削り、同条に次の二項を加える。

3 課に係長を置くことができる。

4 前項に定める者のほか、保健所に課長及び係長を置くことができる。

第五条第四項中「その係の事務を掌理する」を「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、保健所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第六条第一項中「総務企画課長」を「総務課長」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第六項中第九号を第十号とし、第八号の次に一号を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十六年三月三十一日
 佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十二号

佐賀県立病院好生館規則の一部を改正する規則

佐賀県立病院好生館規則(昭和三十六年佐賀県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「事務局」を「企画・経営室」に、「心臓血管外科」を「心臓血管外科」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 栄養管理科に栄養相談室を置く。

第三条中「事務局、」を「企画・経営室、事務局、」に改め、同条の表中

局、科、センター及び室	分掌事務	を
-------------	------	---

局、科、センター及び室	分掌事務	に
企画・経営室	一 好生館の運営に関する施策の企画及びその推進 二 好生館の経営改善に関する事。	

心臓血管外科 歯科	を	心臓血管外科	に改める。
--------------	---	--------	-------

第五条第一項中「事務局」を「企画・経営室に企画・経営室長を、事務局」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 企画・経営室長は、館長の命を受けて、その室の分掌事務を掌理する。
 第七条第一項中「係に係長を」を削り、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 企画・経営室及び事務局の課に係長を置くことができる。
 第七条に次の一項を加える。

4 係長は、上司の命を受けて、企画・経営室及び課の事務の一部を処理する。
 附則
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十三号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第三条を次のように改める。

(組織)

第三条 次の表の上欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

佐賀中部農林事務所	事務所	課
農政課	総務課	
林務課		
農村環境課		

鹿島農林事務所	武雄農林事務所	伊万里農林事務所	唐津農林事務所	鳥栖農林事務所		
林務課	農政課	総務課	地盤沈下対策課	農村環境課	林務課	
農政課	総務課	農村農地課	林務課	農政課	総務課	
農地整備課	農村環境課	林務課	農政課	総務課	農村農地課	
林務課	農政課	総務課	建設防災課			
<p>3 前二項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>1 前項に定めるもののほか、佐賀中部農林事務所に筑後川開発室を置く。</p> <p>3 前項の筑後川開発室に次に掲げる課を置く。</p> <p>一 水利課</p> <p>二 農地整備第一課</p> <p>三 農地整備第二課</p> <p>第四条第一項の総務課の分掌事務の第十五号及び第十六号を次のように改める。</p> <p>十五 海岸保全区域（農林水産省農村振興局所管の部分に限る。第九条第一項第十二号の六において同じ。）の管理に関すること。</p> <p>十六 削除</p> <p>第四条第一項の総務課の分掌事務の第十九号中「出先機関」を「現地機関」に改める。</p> <p>第四条第一項の林務課の分掌事務の第十五号中「経営及び管理」を「経営、管理及び使用」に改め、同条第二項第十九号の次に次の一号を加える。</p> <p>十九の二 県管理漁港における施設整備及び災害復旧に関すること（唐津農林事務所に限る。）。</p> <p>第四条第三項に次の一号を加える。</p> <p>六 県管理漁港における施設整備及び災害復旧に関すること。</p> <p>第五条を次のように改める。</p> <p>第五条 削除</p> <p>第六条第一項中「係に係長」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 前二項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</p>						
				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1362 1196 1426 1733">建設課</td> <td data-bbox="1426 1196 1497 1733">農村農地課</td> </tr> </table>	建設課	農村農地課
建設課	農村農地課					

第七条第五項中「その係の事務を掌理する」を、「その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第九条第一項第三号から第三号の三までの規定中「(所長を除く。)」を削り、同項第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 鳥獣保護区、休猟区、猟区及び店舗等の場所への立入検査に関すること。

四の四 狩猟者、鳥獣販売業者、加工業者等からの報告徴収に関すること。

第九条第一項第七号を次のように改める。

七 削除

第九条第一項第十二号の次に次の五号を加える。

十二の二 土地改良財産及び海岸保全施設(農林水産省農村振興局管内の保全区域の施設に限る。以下この項において同じ。)の使用料等の徴収及び減免に関すること。

十二の三 海岸保全施設の管理に必要な措置を命ずること。

十二の四 海岸保全施設に係る報告の徴収又は立入検査に関すること。

十二の五 県管理漁港における施設整備及び災害復旧に関すること。

十二の六 海岸保全区域に関する調査、測量及び工事のための土地の立入り及び一時使用に関すること。

第九条第一項第十四号の次に次の七号を加える。

十四の二 土地改良区役員の就退任の届出を受理すること。

十四の三 県有土地改良財産の他目的使用等の承認に関すること。

十四の四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第八条の規定による標識の設置に関すること。

十四の五 地すべり等防止法第十六条の規定による調査、測量及び工事のための土地の立入り並びに一時使用に関すること。

十四の六 地すべり等防止法第十八条第一項の規定による地下水の誘致、地表水の放流等の行為の許可に関すること。

十四の七 地すべり等防止法第二十二条の規定による報告の徴収又は立入検査に関すること。

十四の八 地すべり等防止法第二十五条の規定による立ち退きの指示に関すること。

第九条第一項第十六号及び第十七号中「関すること」の下に「(同法第十九条第一項の規定により知事が処理することとされたものに限る。)」を加え、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 県行造林地の地上権設定契約の締結及び解除に関すること。

第九条第一項第二十八号中「林業改善資金」を「林業・木材産業改善資金」に改め、同項第三十号及び第三十一号を次のように改める。

三十 樹種転換に関する助言等に関すること。

三十一 森林病虫害等の防除に係る立入検査に関すること。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十四号

佐賀県家畜保健衛生所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県家畜保健衛生所管理規則(昭和四十年佐賀県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「庶務課」を「総務課」に改める。

第三条第一項の庶務課の課名を次のように改める。

総務課

第三条第一項の衛生課の分掌事務中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 畜産に係る環境の保全に関すること。

第四条を削る。

第五条第一項中「、係に係長」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え、同条を第四条とする。

2 課に係長を置くことができる。

3 前二項に定める者のほか、家畜保健衛生所に課長及び係長を置くことができる。

第六条第四項中「その係の事務を掌る」を「、その課の事務の一部を処理する」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

5 前条第三項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、家畜保健衛生所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。

第七条第一項中「庶務課長」を「総務課長」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項第三号から第五号までの規定中「（所長を除く。）」を削り、同条を第七条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十五号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和二十九年佐賀県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「港湾課を」の下に「、鳥栖土木事務所に流通業務団地課

を」を加える。

第三条第五項中「、武雄」を削り、同条に次の二項を加える。

6 武雄土木事務所にあつては、第一項に規定する総務課及び管理課に代えて総務管理課を置く。

7 武雄土木事務所にあつては、第一項に規定する工務課に代えて次の課を置く。

道路課

河川街路課

第四条第一項の総務課の分掌事務の第十一号中「出先機関」を「現地機関」に改め、同項の管理課の分掌事務の第二号中「佐賀土木事務所」の下に「及び武雄土木事務所」を加え、同課の分掌事務の第三号中「平木場ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「平木場ダムの管理（操作及び維持を除く。以下この号において同じ。）」に、「都川内ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「都川内ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「狩立・日ノ峯ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「狩立・日ノ峯ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「横竹ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」を「横竹ダムの管理（操作及び維持を除く。以下同じ。）」に改め、同課の分掌事務の第六号中「関すること」の下に「（佐賀土木事務所を除く。）」を加え、同課の分掌事務中第十七号を第十八号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同課の分掌事務の第八号中「第十二号」を「第十五号」に改め、「及び第十四号」を削り、同号を同課の分掌事務の第九号とし、同課の分掌事務の第七号の次に次の一号を加える。

八 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に基づく優良宅地の認定に関すること。

定 に関すること。

第四条第一項の工務課の分掌事務の第一号中「施行」を「施工」に改め、同課の分掌事務の第二号中「、監督」を「及び監督」に改め、同条第五項第一号中「のうち公園の維持及び修繕」を削る。

第四条第七項の工務第一課の分掌事務中「除く。」の下に「」に関するこ

と。」を加え、同項の工務第二課の分掌事務を次のように改める。

次に掲げる事務のうち第一項の工務課の各号に掲げる事務に関する事

一 東松浦郡肥前町、玄海町、鎮西町及び呼子町における事務

二 都市計画事業に関する事務

第四条第八項の工務第一課の分掌事務中「除く。」の下に「に関する事
と。」を加え、同項の工務第二課の分掌事務の第二号を次のように改める。

二 伊万里市(二里町(大字中里乙、大字大里甲及び大字八谷搦を除く。)、
東山代町及び山代町に限る。)並びに西松浦郡有田町及び西有田町におけ
る事務

第四条第九項を次のように改める。

9 武雄土木事務所の総務管理課の分掌事務は、第一項の総務課及び管理課の
各号に掲げる事務に関する事とする。

第四条中第十二項を第十四項とし、第十一項を第十三項とし、同条第十項の
工務第一課の分掌事務中「除く。」の下に「に関する事。」を加え、同項
の工務第二課の分掌事務を次のように改め、同項を同条第十二項とする。

第一項の工務課の各号に掲げる事務(鹿島市における事務(国道二〇七号
改良事業及び港湾事業を除く。))及び塩田町における事務に限る。)に関す
ること。

第四条第九項の次に次の二項を加える。

10 武雄土木事務所の道路課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第一項の管理課の第二号に掲げる事務のうち道路の維持及び修繕に関す
ること。

二 第一項の工務課の各号に掲げる事務(河川街路課の所掌に係る事務を除
く。)に関する事。

11 武雄土木事務所の河川街路課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 第一項の管理課の第二号に掲げる事務のうち河川、海岸及び港湾の維持
及び修繕に関する事。

二 第一項の工務課の各号に掲げる事務(都市計画事業、河川事業、海岸事
業及び港湾事業に関する事務に限る。)に関する事。

第四条に次の一項を加える。

15 鳥栖土木事務所の流通業務団地課の分掌事務は、流通業務団地の整備に関
することとする。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県規則第二十六号

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改
正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 本部 佐賀県本部設置条例(平成十六年佐賀県条例第二号)第一条に規
定する本部、佐賀県行政組織規則(平成十六年佐賀県規則第十六号)以下

「組織規則」という。)第三条第一項に規定する出納局、教育委員会事務
局、警察本部及び議会事務局をいう。

第二条第二号中「第二条第一項、第四項及び第五項」を「第二条第一項、第
三項及び第四項」に改め、「議会議務局の課」の下に「組織規則第二十二條
第一項の規定により置かれた職にある者からなる組織、同条第三項の規定によ
り置かれた職にある者からなる組織、政策監及び組織規則第二十三條第一項の
規定により置かれた職にある者からなる組織並びに佐賀県教育庁組織規則(昭

和三十二年佐賀県教育委員会規則第十六号)第十二條の二第一項の規定により

置かれた職にある者からなる組織」を加え、同条第七号及び第八号中「部局」を「本部」に改める。

第三条第一項中「部局」を「本部」に改め、同条第二項中「部局」を「本部」に改め、同項第六号中「知事」を「出納長」に、「出納長においてする」を「自ら行う」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第五号を第十号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六 特定の者に譲渡する目的をもつて用途を廃止したもの

七 本部の所掌事務と密接な関係があるもの

八 原野、山林、田等宅地化されていない土地のうち、売却処分できる見込みのないもの

九 袋地、崖地、無道路地、不整形地等単独の利用が困難な土地のうち、売却処分できる見込みのないもの

第三条第二項第三号の次に次の一号を加える。

四 特別会計に属するもの

第三条第三項中「部局」を「本部」に改める。

第六条、第八条第三項、第九条、第十条及び第十八条中「部局」を「本部」に改める。

様式第一号に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号の注を次のように改める。

注 1 庁舎内職員居住許可申請書には、簡単な見取図を添付すること。

2 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第七号中「部長」を「本部長」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。

様式第八号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十六号、様式第十八号及び様式第二十号に注として次のように加える。

注 氏名を印する場合には、押印を省略することができる。
別表第一を次のように改める。

別表第1(第6条関係)

管財事務合議基準

項目	区分	合議の対象	合議の時期	添付書類	出納長	用度管財課長	
取 得	財産の購入	土地の購入のうち、面積が2万平方メートル以上、かつ、予定価格が7,000万円以上のもの	契約事務の事前承認の決裁を受けようとするとき	事前承認に必要な書類、土地又は建物の登記簿謄本及び価格算定の資料	○	○	
		上記以外のもの				○	
	工事請負による財産の取得	予定価格 5億円以上	同上	事前承認に必要な書類	○	○	
		〃 5億円未満				○	
財産の寄附受納又は無償譲受	財産の負担付の寄附受納及び無償譲受	当該行為の決裁を受けようとするとき	寄付受納調書及び財産譲受調書	○	○		
	財産の負担付の寄附受納及び無償譲受以外のもの				○		
出資による権利	支出負担行為をしようとする個々の金額が3,000万円以上	出資及び払込み又は物の給付の決裁を受けようとするとき	支出負担行為又は物の出資に必要な書類	○	○		
	支出負担行為をしようとする個々の金額が3,000万円未満				○		
賃 借 等	土地又は建物の借入れ	全 部	契約事務の事前承認の決裁を受けようとするとき	同 上		○	
	行政財産の目的外使用許可	一時使用及び特定用途のための継続使用以外のもの	当該行為の決裁を受けようとするとき	行政財産使用許可調書		○	
	第二種普通財産の貸付け	一時貸付け及び特定用途のための継続貸付け以外のもの	同 上	第二種普通財産貸付調書		○	
	財産の使用料又は貸付料の減免	特定用途のための継続使用及び継続貸付け以外のもの(き束的な減免の決定に係るものを除く。)	同 上	同 上	行政財産使用許可調書又は第二種普通財産貸付調書	○	○
		特定用途のための継続使用及び継続貸付け以外のもの(き束的な減免の決定に係るものに限る。)					○
	貸付財産の使用目的又は原形変更の承認	全 部	同 上	同 上	貸付財産使用目的変更承認調書又は貸付財産原形変更承認調書		○
普通財産に対する私権設定の承認	全 部	同 上	同 上	財産私権設定調書		○	
管 理 、 委 託 等 の 変 更 等	財産の管理委託	契約1件当たり 4,000万円以上	同 上	契約書(案)	○	○	
		〃 4,000万円未満				○	
	財産の所管換又は所属替	全 部	同 上	同 上	財産用途変更等調書		○
	財産の用途変更及び廃止	全 部	同 上	同 上	同 上		○
財産を他の本部に供用させるとき	全 部	同 上	同 上	同 上		○	
処 分	財産の交換、売却、譲渡、譲与及び廃棄	土地の売却のうち、面積が2万平方メートル以上、かつ、予定価格が7,000万円以上のもの	同 上	財産売却、譲渡、譲与、交換調書又は財産廃き調書	○	○	
		上記以外のもの				○	

備考 1 出納長の欄又は用度管財課長の欄に○印のある事項を行おうとするときは、それぞれ出納長又は用度管財課長に合議しなければならない。

2 土地の購入又は売却により合議の対象となるものの面積及び予定価格は、購入し、又は売却しようとする土地が一団を構成している場合で、その購入又は売却の目的が同一であるときは、当該一団の土地当たりの面積及び予定価格とし、それ以外の場合は、契約1件当たりの面積及び予定価格とする。

3 「特定用途」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 電柱、鉄柱、鉄塔及びこれらに類するもの並びに地下埋設物の設置
- (2) 公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益の用に供するための広告塔、表示板等の設置
- (3) 施設の利用者の利便のための公衆電話、自動販売機及びこれらに類するもの並びに学校の購買部室の設置
- (4) 記念碑、慰霊碑、供養塔及びこれらに類するものの設置

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)